

2月16日～3月15日(木)は

市・県民税と所得税の申告期間

市・県民税の申告は、平成19年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入や所得があった方に義務付けられています。また、所得税の確定申告は、前年中の所得を確定し、それに対する所得税を精算するためのものです。申告期間終了間際は混雑しますので申告はお早めにお済ませください。

市・県民税の申告

■申告が必要な方

平成19年1月1日現在、市内在住で次のいずれかに該当する方
給与所得者

勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない(パート、アルバイトなども含む)
平成18年中に退職し、再就職していない
2か所以上から給与の支払いを受けている
給与所得以外に所得がある(営業・農業・不動産・配当所得などが20万円以下の方。20万円を超える場合は確定申告が必要)

給与所得者以外の方

所得税の確定申告の対象とならない(営業等・農業・不動産・雑・報酬などの所得がある)所得税が課税になる所得金額に達しない(公的年金などの所得のみの場合でも、社会保険料控除・生命保険料控除・医療費控除などの所得控除を受ける場合)

市内に事業所、事務所、住宅があり、狭山市以外に住所がある方
単身赴任などで他の市町村で課税されていても市内に住宅がある場合は、申告が必要な場合があります(家屋敷課税)
収入がない方でも、国民健康保険税や介護保険料の算出、保育所の入所手続きなどに、所得の

証明書を必要とする場合があります。また、申告をお勧めします

■申告書の受け付け

申告期間に申告会場で提出するか、市民税課へ郵送してください。

受付日	申告会場
2月16日～ 3月15日	市役所6階会議室

受付時間は9時～16時。土・日曜日を除く。なお、2月18・25日は受け付けます

■申告しなくてもよい方

所得税の確定申告をする(確定申告で、市・県民税の申告を兼ねる)給与収入のみで、勤務先から狭山市役所に給与支払報告書が提出

平成19年度(平成18年分)の主な税制改正

税源移譲に伴う住民税率の変更(所得割の税率が3段階(5%、10%、13%)から一律10%定率減税の廃止。「算出税額の7.5%(限度額2万円)0円」)

されている(勤務先に確認してください)

■市・県民税申告書を郵送

1月末に、次のいずれかに該当する方に郵送しています。
昨年、市・県民税の申告をした
昨年、会社などを退職した
その他、申告が必要と思われる
確定申告書の送付に関しては、所沢税務署にお問い合せください

市・県民税申告や確定申告に必要なもの

印鑑、筆記用具、計算機など

平成18年中の収入金額の分かる資料(源泉徴収票など)
各種控除に必要な資料(平成18年中に支払いをしたもの)

国民健康保険税、介護保険料などの領収書か証明書など、国民年金保険料の支払い証明書と領収証書、生命保険料、損害保険料などの控除証明書

障害者控除を受ける方は障害者手帳、障害者控除対象者認定書など

医療費控除を受ける方は平成18年中に支払った病院、薬局などの領収書(あらかじめ病院ごと、個人ごとにまとめ、合計金額を計算してください)と保険金などで補てんされた金額の分かる通知など

所得税の還付申告を受ける方は、申告書本人名義の預貯金通帳、キャッシュカードなどで口座番号が分かるもの

所得税の確定申告

■申告が必要な方

次のいずれかに該当する方
給与所得者
2か所以上から給与の支払いを受けている
年収が2千万円を超えている
給与所得以外の所得が20万円を超えている
雑損、医療費、寄附金、住宅借入

金等特別控除などを受ける

勤務先で年末調整を受けなかった

平成18年の途中で退職した

または、退職し再就職したが、退職分の給与を年末調整に含め

なかった方を含む)

給与所得者以外の方

営業等、農業、不動産、雑、報酬な

どの所得が所得控除額を超え

ている

土地、建物、株式などを譲渡した

公的年金などの所得のみの方

も、社会保険料控除・生命保険

料控除・医療費控除や住宅借入

金等特別控除などの所得控除

を受ける場合

■確定申告は所沢税務署へ

所得税の確定申告が必要な方

で、次に該当する方は、ご自分で申

告書を作成の上、郵送などで所沢

税務署へ提出してください。

営業等所得、農業所得、不動産所

得がある

土地、建物、株式の譲渡所得先

物取引などの分離所得がある

青色申告をする

住宅借入金等特別控除を受ける

贈与税、相続税の申告をする

相談時間は9時~12時と13時~

17時。土・日曜日を除く。なお、2

月18・25日に限り、相談・受け

付けを行います。給与・年金収

入、雑所得など簡易な確定申告書は、市役所でも受け付けます

■所得税の還付

給与所得者でも、次のいずれかに該当する場合には、確定申告をすることで所得税が還付される場合があります。

融資を受け、住宅を取得が増築した

10万円(合計所得金額が200

万円未満の方は、その5%)を

超える医療費を支払った

年の途中で退職し、再就職して

いないなど

■納税は期限内にお忘れなく!

平成18年分の確定申告の納期限は3月15日です。期限内に納付

をお願いします。納付には、手間が

かからず、納期限を忘れる心配の

ない口座からの振替納税が大変便

利です。ぜひ、ご利用ください。ま

た、すでに利用している方は、預貯

金口座の残高をご確認ください。

申告は「自書申告」で

確定申告書などの提出書類は、

ご自分で正しく作成する。自書申

告」としていただきますので、ご協力をお

願いします。なお、申告書の用紙は

1月中旬から、市民税課、公民館

年金・給与所得者の確定申告説明・相談会

申告書の作成、提出ができる説明・相談会を行います。

開催日	対象地区
2月5日	柏原地区、新狭山地区
2月6日	入間地区、堀兼地区
2月7日	入間川地区、奥富地区
2月8日	水富地区、狭山台地区

いずれも市役所6階会議室、9時~11時と13時~15時

出張所、市民サービスコーナーで配布します。

また、申告期間の終了日が近づくと、会場が大変混雑しますので、早めに申告を済ませてください。なお、申告期間中の市役所駐車場は混み合いますので、公共交通機関をご利用ください。

詳しいご案内は、市・県民税は公式ホームページ、所得税は国税庁のホームページをご覧ください。

問合せ

●市・県民税に関すること

市民税課 〒350 1380 入

間川 1 23 5へ内線1093

1096

●所得税に関すること

所沢税務署 申告案内窓口 〒35

9 8601 所沢市並木1 7

へ 2993 9100